

## (別添 2)

電力取引監視等委員会事務局  
各課室長各位

電力取引監視等委員会事務局職員の適確な職務遂行のための留意事項  
(案)

平成27年9月1日  
電力取引監視等委員会事務局総務課長

電力取引監視等委員会に期待される役割を踏まえ、貴課室職員の管理・指導に当たり、以下について特に留意されたい。

1. すべての事務局職員について、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程等における「利害関係者」の範囲は、電気・ガス事業者のみならず、その親会社、子会社及び親会社の子会社、それらの者から運営費の過半を得ている団体、構成員の過半数がそれらの者である団体を含むものとして運用することを周知し、その遵守を徹底すること。
2. 職務遂行に資する情報収集を職員に奨励しつつ、職員の電気・ガス事業者等との意見交換その他情報のやりとりについては、上司の監督の下で行うよう指導すること。
3. 課室長は、たとえ省内向けであっても共有すべき情報と共有すべきでない情報を適確に峻別した上で、経済産業省の情報セキュリティ規定等に則り、情報の機密性の格付けやアクセス制限等を徹底することを通じて情報管理に万全を期すこと。